

令和8年度事業計画

令和8年3月



公益社団法人
全国シルバー人材センター事業協会

目 次

	項
第1 シルバー人材センターを取り巻く情勢と事業運営の基本方針	1
第2 シルバー事業の今後の方向性	2
第3 シルバー人材センター及び連合本部が行う事業	
1 会員拡大と就業機会の確保	4
2 安全就業の推進と健康の確保	6
3 シルバー派遣事業の推進と有料職業紹介事業の活用	7
4 関係法令等に沿った事業運営	8
5 地域課題に対応した事業の推進	9
6 事業運営基盤の強化	10
7 会計処理体制（内部牽制体制等）の確立と会計処理の適正化	11
第4 全シ協が行う事業	
1 女性会員拡大の推進	13
2 安全就業推進事業	13
3 指導事業	14
4 研修事業	16
5 経営力向上研修（経営塾）の実施	16
6 情報の収集・提供等	17
7 普及啓発事業	17
8 公益法人制度改革への対応及び会計処理体制（内部牽制体制等）の確立	19
9 会員団体の拡大	19
10 理事会機能及び執行体制の強化	19
11 危機管理及び BCP（事業継続計画）への取組	19
12 諸会議の開催	19
13 その他の事業等	20
第5 令和8年度 国のシルバー事業関連予算	
1 シルバー人材センター事業関係	21
2 全シ協関係	21
3 令和7年度補正について（繰越明許費）	21
表1 令和8年度 国のシルバー事業関連予算	22
【参考】	
令和8年度 全シ協主催研修等実施計画	23
令和8年度 全シ協主催会議等開催計画	24

令和8年度事業計画

第1 シルバー人材センターを取り巻く情勢と事業運営の基本方針

人口減少、少子高齢化が進展し、高齢者のより一層の活躍が期待されている中、シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、地域の高齢者が就業を通じて地域社会に貢献するとともに、自らの生きがい、健康増進、仲間づくりなど高齢期の豊かな生活を実現する場所として重要な役割を果たしている。私たちは、このようなシルバー人材センター事業（以下「シルバー事業」という。）が担っている様々な役割やセンターに入会することで得られる効果等を積極的に発信して、事業に対する理解を広めていく必要がある。

他方で、シルバー事業を取り巻く環境の変化等に目を転じると、国として、企業において雇用する労働者に70歳までは就業機会を提供する等の法整備を進めている影響もあって、シルバー事業は、新規入会者の伸び悩み、入会時年齢の上昇による会員の高齢化、仕事と会員のミスマッチといった課題に直面している。

また、センターの運営面では、令和5年10月に施行された「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）」への対応、令和6年11月に施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス法」という。）」の順守と、同法の趣旨を踏まえて厚生労働省から方針が示されている「新たな契約方法」への移行など課題が山積している。

こうした中でシルバー事業を持続的に発展させていくためには、組織が活性的であることが前提であり、そのための最も重要な指標が会員数となる。全国シルバー人材センター事業協会（以下「全シ協」という。）では、会員増強に向けた指針として、令和7年度から令和12年度を期間とする「新たな仲間づくり計画～10万人の増加を目指して！～」を策定して取組を進めているが、当該計画を事業運営の基本に据えて、会員増加と同調した仕事量の増加、そのことによる更なる会員増、仕事増といったシルバー事業の好循環を実現していくことが何より重要である。

加えて、安全就業対策はシルバー事業の根幹をなすものであり、センター及びシルバー人材センター連合本部（以下「連合本部」という。）における事故防止に向けた取組の徹底、さらには全シ協が当該取組への支援等に努めることにより事故の撲滅を目指すこととする。

については、シルバー事業が地域の期待に応え、一層の存在感を発揮するため、本計画に掲げる具体的な取組を、センター、連合本部及び全シ協が一丸となって推進していく。

第2 シルバー事業の今後の方向性

シルバー事業を取り巻く環境が変化している中で、組織発展のためには、これまでのイメージを打破して、新たな層の会員、新たな職種等を積極的に取り込み、多様な会員・利用者のニーズに応えていくことが不可欠である。その一方、仕事以外でもセンターの会員でいることに喜びやメリット等を感じられるような環境整備も重要になっている。

また、センターが地域で信頼され存在感を発揮するためには、法令順守は当然のこととして、社会課題の解決に貢献していること等を目に見える形で示していく必要がある。加えて、安心・安全な就業はシルバー事業の根幹であり、事故防止は何よりも優先すべき課題となっている。

さらには、国も地方公共団体も財政難に直面している中で、シルバー事業も過度に補助金等に依存することなく運営できるよう体質改善を進める必要がある。

これらシルバー事業を取り巻く環境の変化等を踏まえて、センター、連合本部、全シ協は相互に緊密な連携の下、特に次の事項を重点に事業を展開する。

○ 会員の増強

女性、企業退職予定者などターゲットを明確にして、それぞれに対応した入会促進の取組を進める。特に、伸びしろが大きいと考えられる女性会員の取り込みは重要であり、女性委員会を設置して具体策を検討するなど組織的な取組を行う。

また、幅広い仕事を確保して、ホワイトカラー層、専門的な経験、技能を有する者など、これまではレアケースであった分野も含め、多様な就業ニーズを有する高齢者の入会を促進する。

さらに、シルバー人材センターが提供する仕事は、剪定、除草等の伝統的な職域以外でも多彩な就業の場があることなど、従来のイメージを転換するような広報に努める。

○ 会員の高齢化への対応

会員の高齢化が進展するとともに、入会時の平均年齢でさえ既に 71 歳を超えている現状であり、高齢者も可能な範囲で地域社会の担い手として活躍できるよう、できるだけ長くセンターの会員を続けられる対策を講じる。

このため、80 歳を超えたような高齢会員でも無理なく就業できる仕事として、体力的な負荷が小さい仕事、座って作業できるような内職的な仕事等の確保に努める。

また、必要に応じて、高齢会員向け軽作業の創出という観点から独自事業の活用を進める。

さらに、加齢等で就業することが辛くなってきた会員でも、ボランティア活動や各種役員として活躍できるなど、居場所としてのセンターの機能強化を進める。

一方で、会員の高齢化に伴い、センターによる会員の健康状態の把握や健康増進支援等の必要性が増してきている。近年特に、認知機能の低下から仕事の遂行等に不安を感じる会員や、そうした会員への対応に苦慮するセンターも見られることから、関係機関と連携の下、認知症を正しく理解するための研修等に積極的に取り組む。

○ 安全就業環境の整備

「安全・安心なシルバー事業」の確立を図ることは、シルバー事業遂行の根幹をなすものであり、組織を挙げて安全対策のより一層の推進を図り、重篤事故、傷害事故の撲滅を図ることが肝要である。

また、発注者や第三者に危害・損害等を与える損害賠償事故が多く発生していることは、シルバー事業の信用失墜にもつながりかねないことから、徹底してその撲滅を図ることが肝要である。

○ 法令順守の徹底

シルバー人材センターの信頼性確保のためコンプライアンスは必須であり、各種法令に抵触しないよう万全の注意のもとで事業を推進する。

基本は「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」に沿って事業を運営するが、特に、就業形態の適正化は重要である。シルバー事業は、就業先提供手段として、請負・委任、職業紹介、労働者派遣の3形態を有するため、就業先の実態を十分把握したうえで、それに応じた適切な形態を選択することにより、偽装請負事案を根絶するとともに、労働者派遣の適正な実施に努める。

さらに、フリーランス法、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正公益認定法」という。）等を踏まえた適切な対応を図り、透明性ある事業運営を確保する。

○ センターの経営力強化

国の様々な制度改正など、シルバー事業を取り巻く環境が厳しさを増す中で、センターにおいては外部環境の変化に対する的確な対応、補助金依存体質からの脱却が求められており、事務局の経営手腕の確立が急務となっている。

このため、センターの経営体質の強化を図る観点から、センター職員の経営マインドの向上を通じて、将来のシルバー事業を担う中核人材の育成を支援する。

第3 シルバー人材センター及び連合本部が行う事業

センター及び連合本部は、「第2 シルバー事業の今後の方向性」に沿って、以下の事業を着実に実施するため、「中長期計画」を策定し、実績等の分析を行い、必要に応じ見直しを図りつつ着実な業務運営を行う。

とりわけ、喫緊の課題である会員拡大については、女性を重点とした入会促進と併せて女性の就業ニーズに対応した新たな就業先の開拓に取り組む。また、派遣就業の推進を通じて様々な仕事を希望する会員の就業ニーズに対応するとともに、地域の特性を活かした独自事業の活用や、体力的な負荷が小さい仕事の確保等により、80歳を超えたような高齢会員の退会を抑制する。

また、連合全体として業務が適切に運営されるよう、連合本部は拠点センターに対して定期指導を実施するとともに、センターの取組の支援に努める。

1 会員拡大と就業機会の確保

シルバー事業は、地域のニーズ（仕事）と担い手（会員）を結び付けるものであり、双方の期待に応じて取扱が共に拡大してこそ事業が発展していると言える。そのため、会員拡大と就業開拓は車の両輪であり、専門部会や委員会での組織的な検討を通じて同時並行で進めることにより、会員増加と仕事増加が同調する事業の好循環を実現していくことが極めて重要である。

(1) 「新たな仲間づくり計画」の推進

令和7年度から令和12年度を期間とする「新たな仲間づくり計画」に基づき、センター及び連合本部が一体となり、全シ協と連携しつつ会員増を実現する取組を推進する。また、都道府県、労働局と連携してセンター未設置地域の解消に取り組む。

- ① 連合単位、拠点センター単位で設定した純増目標数の達成
- ② 現状認識を踏まえた重点取組目標の設定
- ③ PDCAサイクルによる進捗管理の徹底
- ④ センター未設置の市町村に対するセンター設置の働きかけ

(2) 女性会員拡大に主眼を置いた取組

高齢者人口の男女比率に鑑みて相当の伸びしろが見込まれる女性会員について、積極的な取り込みを図る。女性会員が増加することにより、多士済々な会員同士の交流による活性化、新たな職域の開拓、従来のシルバー人材センターのイメージからの転換など様々な効果が期待できる。

- ① 女性向けの広報や女性に馴染みやすい仕事の確保等を組織的に検討するための女性委員会の設置
- ② 女性に特化した入会説明会の実施
- ③ 福祉家事援助サービス、子育て支援など、就業経験が乏しい女性にも馴染みやすい仕事の確保、提供

- ④ 小物づくり、食品加工など女性に人気の職種を含む独自事業の実施
- ⑤ 茶話会、ビューティ講座、健康体操など女性に好まれるイベントの実施
- ⑥ シルボンヌ（注）全国大会、地域大会等全シ協主催イベントの活用
- ⑦ リーダー的資質を有する女性会員の発掘と理事等への登用

注）シルボンヌ（「silbonne」）とは女性会員の呼称であり、silver とフランス語で女性の「お手伝い」、「親切」、「優れた」という意味の「bonne（ボンヌ）」を合わせた造語（公益財団法人いきいき埼玉の登録商標）

(3) 入会促進の取組

シルバー事業の意義と魅力を地域の高齢者等に対して広くアピールし、新規入会の促進を図る。受注が見込める分野で就業できる会員を確保することに加えて、入会希望者の経験や興味に応じた就業分野を開拓し、新たな領域で就業し得る高齢者の積極的な取り込みを図る。

- ① 会員自らが当事者意識をもって参画する募集勧誘の活動
- ② センターの魅力の説明に主眼を置いた参加しやすい入会説明会の実施
- ③ 希望者の確実な入会を期すための平易で迅速な入会手続プロセスの整備
- ④ 高齢者活躍人材確保育成事業の活用による新規会員の確保
- ⑤ 連合本部が実施主体となる労働者派遣事業（以下「シルバー派遣事業」という。）の拡大を視野に入れた新規就業分野の開拓
- ⑥ 行政機関、経済団体等と連携した高齢者の退職予定や就業ニーズの把握

(4) 退会抑制の取組

未就業が続くことでシルバー事業への関心を失って退会に至る事態を防止するとともに、加齢等により従来の仕事が辛くなってきた高齢会員でも就業可能な仕事を確保する。また、就業以外でセンターの活動に参加できる機会を創出し、地域の高齢者の居場所としての役割を果たす。

- ① 未就業会員への積極的な声かけ、きめ細かな就業相談の実施
- ② 会員の希望や経験を活かせる新たな就業先の開拓及び独自事業の実施
- ③ 業務の切り出し、切り分けを通じた就業しやすい仕事の確保
- ④ 会員の興味や関心事項に即した行事、講習会等の実施
- ⑤ 就業の有無や入会の時期等に応じた正規会員以外の会員資格や会費減免制度の導入等

(5) 多様な就業機会の確保

会員の就業ニーズと地域産業の人材ニーズの双方を把握・分析し、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「新総合事業」という。）、放課後児童クラブ、空き家管理対策等の地方自治体を中心となって推進する事業との連携も図りつつ、会員及び地域産業の需給ニーズに即した多様な就業機会を確保する。

- ① 経済団体、教育・福祉団体等を対象としたニーズ調査の実施
- ② 情報通信、外国語、会計経理、営業販売等、伝統的な職域以外で会員が有している専門的な経験・技能の把握と企業等への情報発信
- ③ 地方公共団体が単独で予算措置する地域事業の早期把握と受託の推進

- ④ 会員の人脉や情報網も活用した組織一丸となった就業開拓
- ⑤ 業務の切り出し、切り分けを通じた積極的な受託業務の提案
- ⑥ センター単独では充足しきれない大型受注等に対応するための連合本部の広域調整機能の強化

(6) 魅力あるセンターづくり

シルバー事業の意義と効果について会員の理解を深めつつ、会員同士が活発に交流できる風通しのよいセンターを実現する。また、そのようなセンターの魅力とそこで活躍する会員の姿について、地域社会への積極的な周知広報を行う。

- ① 人生経験を活かして社会に貢献できるシルバー事業の意義の周知
- ② センターにおける活動が介護予防及び介護費用の抑制に有効であることの周知
- ③ 会員同士が助け合うとともにハラスメントを許さない風通しのよい環境の整備
- ④ イベント実施やサークル活動を通じた会員同士の交流
- ⑤ 地域行事やボランティア等の社会参加活動を通じたシルバー事業の理解促進
- ⑥ ホームページ、SNS、広報メディア等を活用した積極的な情報発信

2 安全就業の推進と健康の確保

(1) 安全就業の徹底

「安全・安心なシルバー事業」の確立を図ることは、シルバー事業遂行の根幹をなすものであり、組織を挙げて安全対策のより一層の推進を図り、重篤事故、傷害事故の撲滅及び健康の確保を図ることが肝要であり、危険・有害な作業は受託しないことを徹底する。

このため、全シ協「安全就業の手引」、「安全就業ニュース」をはじめ、厚生労働省「高齢者の労働災害防止のための指針」などを活用し、事故事例等を「他人ごと」ではなく、「自らのこと」として認識するよう、安全意識の徹底とその高揚を図るとともに、安全対策を徹底する。特に、重篤事故の撲滅を図るためには、安全対策が確実に機能しているか定期的に点検することが重要である。

また、発注者や第三者に危害・損害などを与えることとなる損害賠償事故が多く発生し、保険財政が破綻寸前となっていることから、特に草刈り時の飛散防止対策の徹底をし、撲滅を図る。

(会員の安全意識の徹底)

- ・ 会員の事故防止意識の緩み、就業における体調管理
- ・ 作業に適合した服装、履物、保護具等の着用
- ・ 作業における保護帽(ヘルメット)、墜落制止用器具(安全帯)の適正な着用の徹底と確認

(センターの安全対策の徹底と体制の確立)

- ・ 安全・適正就業に関する基準の策定と遵守の徹底
- ・ 安全・適正就業委員会の設置と機能

・安全・適正就業推進員の配置と機能

さらに、シルバー派遣における安全対策については、衛生委員会等における活動を通じて、より一層の安全対策の確保に努める。

(2) 健康の確保

高齢の会員の就業に関して、健康管理・健康確保に関するセンターの取組の情報提供等を行う等により、フレイル予防を含め、会員の健康確保に努める。

(3) 認知症に関する正しい知識及び認知機能が低下した会員に関する理解の促進等

認知機能が低下した会員の就業に対する支援や認知機能の低下の予防等に取り組むこととし、関係機関と連携し、認知症に関する正しい知識及び認知機能が低下した会員に関する正しい理解を深めるための研修等を実施する。

3 シルバー派遣事業の推進と有料職業紹介事業の活用

少子高齢化による労働力人口の減少が進行する中、人手不足分野や介護・子育て等の現役世代を支える分野において、シルバー会員が活躍することが期待されている。

このため、高齢者活用・現役世代サポート事業(以下「サポート事業」という。)を有効活用し、雇用による会員の就業機会を拡大するとともに、地域における担い手不足等の課題解決に資する。

(1) シルバー派遣事業の拡大

受託事業では対応が困難な仕事について、積極的に派遣事業として会員の就業機会を確保する。

また、これまでのシルバー事業における伝統的な仕事以外の職域に進出するうえで、派遣事業がより大きな可能性を秘めていることから、連合本部が設置する「派遣事業運営委員会」を機能させ、会員の就業ニーズを踏まえた確保すべき仕事の検討、当該仕事確保のための経済団体、業種別団体への働きかけ等派遣事業の拡大に向けた組織的取組を行う。

(2) 有料職業紹介事業

請負・委任又は派遣事業では適正に行うことが困難な仕事について職業紹介事業による対応を進める。

有料職業紹介事業は、派遣禁止業務でも対応できる等のメリットがあることを企業等に対して説明し、より適切な形態での会員の就業機会確保に努める。

(3) 業務拡大への対応（高齢法第 39 条）

高齢法第 39 条に基づく業務拡大については、労働者派遣事業及び職業紹介事

業に限定した適用であり、会員ニーズ及び発注者ニーズに沿って都道府県知事の指定を受けるべく適切な対応を図るとともに、既に業務拡大の指定を受けた地域においては、マッチングの更なる実績向上に努める。

また、業務拡大の措置に関連して雇用保険及び社会保険の適用については、法に基づく適切な対応を図る。

(4) 雇用保険法等の一部改正による雇用保険適用対象者の拡大への対応（新規）

雇用保険法の一部改正により令和10年10月1日から雇用保険の適用対象者が拡大されることとなり、シルバー派遣会員の雇用保険適用も相当数増加することが見込まれるため、施行後に各手続き等に適切に対応できるよう準備を進める。

4 関係法令等に沿った事業運営

(1) 適正就業ガイドラインに沿った事業運営

会員の働き方に係る重要な指針である適正就業ガイドラインに沿った業務運営を徹底するために、請負受注リスト(受注実績一覧表)を活用した点検、改善等を確実に実施する。具体的には、労務管理及び事業運営の独立性が確保されていない契約若しくは警備業法、貨物自動車運送事業法、廃棄物処理法等のいわゆる業法の規制に抵触する可能性がある契約について、①請負事業として適正な契約内容への変更、②シルバー派遣事業や職業紹介事業への切り替え、③現契約の解約のいずれかの是正措置をとる。

さらに、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の範囲を著しく逸脱する就業について早期に是正する。

(2) シルバー派遣事業における労働関係法令への適切な対応

シルバー派遣事業を積極的かつ適正に推進する上で、労働者派遣法等労働関係法令の遵守が必須であることから、個別事案に係る弁護士等の専門家による法律相談、助言等を受けることにより、事務局職員の労働関係法令の知識、対応力を強化する。

(3) フリーランス法の趣旨に沿った事業運営

請負・委任により就業する会員がフリーランス法上の特定受託事業者として必要な保護を受けられるように、同法において発注者が義務づけられている、①書面等による取引条件の明示、②期日における報酬支払、③募集情報の的確表示、④ハラスメント対策に係る体制整備について適切に対応する。

また、フリーランス法の趣旨を踏まえた対応として厚生労働省から示された方針に基づき、発注者から会員に対して直接業務委託が行われる契約方法（包括的契約）への変更を進める。

(4) 公益法人制度改革への対応

改正公益認定法において、財務規律の柔軟化・明確化として収支相償原則が見直され、中期的期間（5年）で収支均衡を図ることや将来の公益目的事業を充実させるための資金を設置することが可能となったこと等を踏まえ、これらを活用した効率的・効果的な事業活動を行う。

また、自立的なガバナンスの充実、透明性の向上の観点から、新会計基準に基づく区分経理（公益目的事業、法人運営）、役員改選時期に合わせた外部理事・監事の導入を進める。

5 地域課題に対応した事業の推進

(1) 福祉・家事援助サービス

介護保険の給付の対象とならない身の回りの世話等を提供する福祉サービス及び福祉サービスの対象者以外の個人家庭を対象とする家事援助サービスについては、少子高齢化が急速に進展する中であって今後の需要増加が見込まれるが、就業を希望する会員の不足、利用者が求める質の高いサービスへの対応困難などの課題が見られる。

このため、センターの実情に照らして対応可能な福祉・家事援助サービスの内容を検討するとともに、コーディネーター等の事務局体制の整備、就業会員に対する技能・接遇向上のための研修、女性会員を中心とする就業会員の確保等に取り組む。

(2) 放課後児童クラブ等における子育て支援

共働き家庭の増加に伴い留守家庭の小学生の生活等を支援する放課後児童クラブ等に対するニーズが高まっているが、放課後児童クラブ等を設置する市区町村では子どもたちに対応する支援員及び補助員の確保が課題となっており、センターが子育て支援サービスを推進する好機となっている。

このため、市区町村と密接に連携して放課後児童クラブ等の実施主体や人材確保状況を把握するとともに、支援員等が行う業務及びその周辺業務についてセンターが対応可能なものを検討し、就業を希望する会員の育成と新規入会者の確保に取り組む。

(3) 介護分野における事業展開

介護保険法に基づき地方公共団体が主体となって実施する新総合事業においては、生活支援サービスの多様な事業主体としてセンターにも大きな期待が寄せられているところであり、市区町村への働きかけを通じて、生活支援サービスの推進母体として設置される地域の協議体に参加し、地域包括支援センターとの連携、他の受託団体との情報交換などに努める。

新総合事業への参入以外にも、多様な周辺業務が存在する介護施設等の人手不足の常態化に注目し、センターに配置可能なシルバー人材センター介護プランナーの活用も図りつつ、介護施設等の人材ニーズの把握と介護周辺業務の切り出し提案を行い、新たな就業機会の創出に取り組む。

(4) 空き家管理対策等

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、市区町村では、保安上の危険、衛生上の有害、景観の毀損等の理由からそのまま放置できない空き家について所有者への指導等を行う必要があり、市区町村、所有者双方にとって空き家の適切な管理が課題となっている。

このため、センターとして対応可能な空き家管理の範囲を十分に検討した上で、市区町村と協定を締結して市区町村の空き家管理事業に参入する方法のほか、市区町村から空き家管理事業を受託した事業者、空き家の所有者等から個別に受託することで幅広く空き家管理業務に取り組む。

6 事業運営基盤の強化

(1) 会員による事業運営参画と業務の効率化・デジタル化

理事会・専門部会等の活性化を図り、専門的な知識や経験を有する会員による事業運営への参画を積極的に推進する。さらに、女性の役員・幹部職員への登用、女性委員会の活用等により、業務体制・組織の活性化・最適化を図る。

また、サービスの広域化等に対応して、センター及び連合本部の連携による業務運営の効率化を図るとともに、Web 入会・Web 受注、マイページ機能等を可能とする各種システムの導入と会員の利用促進を通じて、シルバー事業のデジタル化を推進する。

(2) 事務局職員の人材育成等

シルバー事業の分野の広がりに伴い、センター及び連合本部の事務局職員に求められる知識、能力も高まっていることから、他連合・拠点間での出向や研修など事務局職員のキャリアアップのための交流人事や「令和8年度シルバー人材センター研修・業務会議指針」（以下「指針」という。）に基づく研修に努める。

また、経営体質強化の観点から、全シ協が実施する経営力向上研修に次代を担う事務局職員を積極的に参加させるなどして、職員の経営マインドの養成に努める。

(3) 普及啓発活動

シルバー事業には従来型の仕事だけでなく、多種多様な就業の場があることを広く周知し、イメージの転換・向上を図るとともに、高齢者の加入を促進するため、センター、連合本部及び全シ協が連携し、以下の事項を重点に効果的な普及啓発活動を推進する。

ア 普及啓発促進月間（10月）の実施

シルバーの日を中心に、シルバーフェア・経験交流会の開催、各種ボランティア活動の実施等、センター及び連合本部で一斉かつ集中的に広報活動を展開する。

イ 年間を通じた広報活動の展開

(ア) マスメディア等を通じた広報活動の展開

センター、連合本部のマスメディア等への働きかけがまだまだ十分でないことから、シルバー事業の活動事例情報を、地方公共団体の広報紙、新聞、テレビ・ラジオ等に提供するなど積極的な広報活動を展開する。

(イ) ホームページの活用

センターの地域貢献や会員の活躍事例、会員及び発注者からの感想等を紹介するなど利用者の視点に立った親しみやすいホームページにするとともに、内容の更新に努める。

また、ホームページを開設している団体は令和8年3月末現在で1,386団体中1,151団体、開設率は83.0%となっている。ホームページ未開設センターは、速やかに開設に努める。

(ウ) リーフレット等の作成・配布

シルバー事業の積極的な周知広報を図るため、入会促進及び就業開拓用リーフレットを作成・配布する。

(エ) 地方公共団体等のイベントへの積極的な参加

地方公共団体や各種団体などが開催するイベントへ積極的に参加し、シルバー事業の広報活動を実施する。

(オ) SNS を利用した情報発信

SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を活用した情報提供に取り組む。

ウ 介護予防効果に関する調査研究の成果の活用

介護予防効果に関する調査研究の成果をもとに、広く国民及び地方公共団体等にシルバー事業の重要性をアピールしていく。

(4) 自主財源の確保等

シルバー派遣事業の積極的な推進により、自主財源の確保に努め、就業機会の拡大と会員の増強を図る。

なお、業務実施方法等の見直しを的確に行い、経費の節減による自主財源の確保に努める。

7 会計処理体制(内部牽制体制等)の確立と会計処理の適正化

シルバー事業は、地域における高齢者就業等施策の大きな柱であり、その社会的使命は重要なものであるため、不正経理事案が発生すれば、シルバー事業に対

する国民からの信頼を著しく損なうばかりでなく、シルバー事業の補助金制度をはじめとする業務運営に重大な影響を及ぼすこととなる。

このため、会計事故の未然防止に努め、会計処理体制（内部牽制体制等）を確立し、会計処理の適正化を図る。

第4 全シ協が行う事業

全シ協は、「第2 シルバー事業の今後の方向性」に沿って、センター及び連合本部において「第3 シルバー人材センター及び連合本部が行う事業」に基づく事業が着実に実施されるように支援し、将来を展望したシルバー事業の健全な展開・発展を図る。

1 女性会員拡大の推進

女性会員の入会促進及び高齢女性の活躍促進をテーマに、全国女性代表者会議等と連携して実施するシルボヌ全国大会（兵庫県で開催）及び地域を拠点とした地域大会を主催するとともに、シルボヌ全国大会にかかる動画や全国の女性会員の活躍事例をHP等で紹介し、女性会員の拡大を推進する。

2 安全就業推進事業

安全・安心なシルバー事業の確立に資するため、次の事業を行う。

(1) 事故の撲滅に向けた取組

- ① 重篤事故、1 カ月以上 6 カ月未満の入院を要した事故（後遺障害の事故を含む）の再発防止のための要因分析及び保護帽（ヘルメット）、墜落制止用器具（安全帯）の着用徹底の指導
- ② 損害賠償事故の要因分析及び再発防止のフォローアップ（特に飛び石事故の防止対策）
- ③ 安全就業ニュースの発行による事故撲滅、安全対策徹底の啓発
- ④ 重篤事故等が発生したセンター及び連合本部に対する特別指導の実施
- ⑤ 「シルバー世代の健康管理」等を活用した健康管理及び健康確保の推進
- ⑥ センター及び連合本部の安全就業指導員会議の開催（1 回）
- ⑦ 安全・適正就業強化月間（7 月）実施要領の作成と実施の呼びかけ
- ⑧ 安全就業優秀・優良センター及び優秀・優良連合の表彰
- ⑨ 新しい安全スローガンの募集決定による安全就業の啓発（3 年毎）（新規）
- ⑩ 各連合が規定した「安全な運転のために」に係る安全就業基準を確実に実施するためのフォローアップ
- ⑪ センター及び連合本部の実施する安全・適正就業推進大会、研修会、講習会及びパトロール等への情報提供等

(2) 認知症に関する正しい知識及び認知機能が低下した会員に関する理解の促進等

関係機関と連携し、認知症に関する正しい知識及び認知機能が低下した会員に関する正しい理解を深めるため、全国キャラバン・メイト連絡協議会と連携し、認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトを養成するとともに、安全・安心に就業できる環境整備及び認知機能の低下の予防等の取組事例の収集等を行う。

3 指導事業

「第3 シルバー人材センター及び連合本部が行う事業」の内容について、シルバー人材センター事業指導事業実施要綱及び同実施要領を定めて訪問指導等を行うとともに、就業機会の拡大、会員拡大等に取り組む上での問題点や課題の把握、目標設定や到達状況の確認、好事例の収集、情報共有化等を行う。

また、シルバー事業を更に進展させるため、労働保険特別会計を財源とする「サポート事業」及び「高齢者活躍人材確保育成事業」の着実な推進を図る。

(1) 連合本部に対する定期指導等

すべての連合本部について組織運営、事業活動、普及啓発・入会促進活動、事務局体制等について調査票による把握を行うとともに、年間計画により対象となる連合本部に対して訪問指導等を行う。また、連合本部の事務局長を指導担当者として委嘱してセンターに対する同様の指導を行わせる。

(2) 連合本部及びセンターに対する特別指導

ア シルバー派遣事業・職業紹介事業・高齢法 39 条に係る特別指導

特別指導基準を策定の上、基準に該当する連合本部及びセンターに対して特別指導を実施する。

なお、特別指導を実施する際は、事業運営上の課題・懸案事項等について聞き取りを行い共有化を図る。

イ その他の特別指導

シルバー事業を運営する上で重大な問題が生じた場合、業務実績が著しく低調である場合等、必要に応じて該当連合本部及びセンターに対して、特別指導を実施する。

なお、粗入会率等から判断して業務実績が著しく低調であると認められるセンターに対しては、連合本部と連携の下、共同で課題解決策の検討や必要な支援を行う趣旨で特別指導を実施する。

(3) 連合本部及びセンターに係る状況把握及び助言援助

定期指導等の機会を捉えた情報収集、PDCAサイクルによる進捗管理に係る報告、アンケート調査等により把握した全国のセンターの業務実態及び取組事例を分析し、シルバー事業の今後の方向性等を提言するための資料を作成して全国のセンターに情報提供する。

また、「会員拡大・就業開拓担当者会議（オンライン）」をはじめ全シ協主催の各種会議・研修、都道府県事務局長会議等の機会を捉えて、必要な助言援助及び先進的センターにおける取組好事例の紹介等を行う。

(4) シルバー派遣事業の推進及び有料職業紹介事業の活用に係る支援

ア シルバー派遣事業

目標を達成するため、以下の指導、支援及び情報提供を行う。

- ① シルバー派遣事業の実施に関して生じた疑義に対する専門的・実践的な助言・援助
- ② サポート事業における計画目標値について、PDCAサイクルによる進捗管理により事業実績の向上のための支援
- ③ サービス業等人手不足分野や介護・子育て等の現役世代を支える分野における就業機会の拡大のための派遣就業情報を提供
- ④ 事業実績のない実施事業所に対し、適正就業ガイドラインに沿った業務運営の観点から、早期にシルバー派遣事業への契約切り替えについて指導
- ⑤ 衛生委員会等の活動を支援するため、定期的に「シルバー派遣事業における労働災害発生状況」等の情報を提供
- ⑥ 派遣元責任者講習の実施(7回)

イ 有料職業紹介事業

有料職業紹介事業の適正な運営の確保及び事業実績のない実施事業所に対する支援を行う。

- ・職業紹介責任者講習の開催(4回)

ウ 業務拡大への対応(高齢法第39条)

高齢法第39条に基づく業務拡大の特例措置について、都道府県知事の指定を受けるべく事例紹介などの情報提供等の支援を行う。

また、既に業務拡大の指定を受けた地域において、マッチング実績のない実施事業所に対する支援に取り組むとともに、業務拡大の措置に関連して雇用保険及び社会保険の適用については、法に基づいた適切な対応を図るよう指導を行う。

エ シルバー派遣事業における労働関係法令への適切な対応

シルバー派遣事業の拡大に伴い、センター及び連合本部は労働関係法令に対する適切な対応が求められている。このため、労働者派遣法等労働関係法令に知悉する弁護士、社会保険労務士等の法律専門家による個別事案に係る相談、助言等の支援を推進する。

オ 雇用保険法等の一部改正による雇用保険適用対象者拡大への対応(新規)

令和10年10月1日からの施行に向けて、連合本部及びセンターが準備に万全を期すよう、各種事務手続き等に関する情報収集及び提供を行う。

(5) 会計処理体制の確立と会計処理の適正化に係る支援

会計事故の未然防止に努め、会計処理の適正化を図るため、以下のことを確実に実施するよう指導を行う。

- ① 経理責任者及び出納責任者の区分による内部牽制体制の明確化
- ② 経理責任者による月次決算の励行及び理事長への報告の徹底
- ③ 公印・金庫の保守管理、領収書管理の適正化

- ④ 未収金管理の適正化
- ⑤ 発注者等からの入金及び会員への配分金支払等の口座振込処理の徹底

4 研修事業

シルバー事業への期待が高まる中、役職員が役割を果たし、地域の方々から評価を得る取組が必要である。

このため、指針に基づき研修を実施するとともに、連合本部等の研修に対し支援を行う。

(1) 中央研修

センター及び連合本部の役職員に対して、シルバー事業の理念、組織運営及び業務運営等について専門的又は実践的な知識を付与するとともに、それぞれの役割に応じた指導・企画力等の向上を図ることを目的とし、次の研修を実施する。

- ① 新任理事長（会長）研修
- ② 新任事務局長研修（除く新任連合事務局長）
- ③ 新任連合事務局長研修
- ④ 中堅職員研修

(2) ブロック別シルバー人材センター連絡協議会等が開催する研修への支援

指針に基づき研修を実施するブロック別シルバー人材センター連絡協議会（以下「ブロック協議会」という。）及び連合本部に対して、次の支援を行う。

- ① ブロック協議会又は連合本部等が開催する研修について、要請に応じて講師派遣や講師の情報提供
- ② ブロック協議会又は連合本部等が開催する研修の充実のための援助

(3) 労働安全衛生研修への支援

シルバー事業における労働安全衛生に関する専門的研修を実施する連合に対し次の支援を行う。

- ① 要請に応じて講師派遣や講師の情報提供
- ② 研修充実のための援助

(4) その他研修への支援

全国女性代表者会議の設置要綱により実施する研修に対して、次の支援を行う。

- ① 要請に応じて講師派遣や講師の情報提供
- ② 研修充実のための援助

5 経営力向上研修（経営塾）の実施

シルバー事業を取り巻く環境が厳しさを増す中で、センターにおいては、外部環境の変化に対応できるだけの経営手腕の確立と補助金依存体質からの脱却が求められている。

このため、センターの経営体質強化の観点から、センター職員の経営マインドの養成を支援する。

6 情報の収集・提供等

高齢者の多様な形態による就業機会の拡大・生きがいの創出や地域社会の活性化への様々なアプローチが図られるよう、シルバー事業関係情報の収集・提供等を行う。

(1) 統計情報・調査の整備・提供

シルバー事業の実績把握及び事業展開に資するため、下記の統計情報等の収集及び提供を行う。

併せて、シルバー会員の現状等を踏まえ見直した年齢階層等統計（80歳以上の年齢区分についても細分化）の積極的な活用を図る。

- ① 定例統計情報の取りまとめ及び提供
- ② 請負・委任及びシルバー派遣事業の実績の総合的な把握
- ③ シルバー派遣事業における事故状況（労災事故）の把握
- ④ 「シルバー人材センター事業統計（年報・月次報）」の作成、提供
- ⑤ 厚生労働省の依頼によるシルバー事業に係る調査及び取りまとめ
- ⑥ 年齢階級別粗入会率の提供

(2) 全シ協ホームページの整備・充実

全シ協のホームページをより見やすく使いやすいものに整備する。

また、センターの行う独自事業に加え、空き家管理対策等を積極的にPRし、センターの受注増につなげる。

(3) 全シ協会員専用ページ等による情報提供

全シ協会員専用ページ等を活用し、センター及び連合本部に対し、次の情報提供を行う。

- ① シルバー事業に関連する施策や報告書などの所在情報
- ② 就業機会・会員拡大に資する好事例等各種情報
- ③ 独自事業が好調なセンターの好事例等各種情報
- ④ シルバー事業に関する活動状況等の情報
- ⑤ 通達及び各種会議・研修資料
- ⑥ 統計データを活用した事業実績（会員数、契約金額、就業延人員、受注件数等）をビジュアルに表現する「統計分析機能」

7 普及啓発事業

センター及び連合本部の行う普及啓発活動を支援するとともに、マスメディア等を活用した普及啓発事業を積極的に展開する。

(1) 普及啓発促進月間の設定

10月を「シルバー人材センター事業普及啓発促進月間」、10月の第三土曜日を「シルバーの日」と設定して、センター及び連合本部による集中的な広報活動を促すとともに、全国のコミュニティFMラジオ放送においてシルバー事業のスポットCMを流すなどの広報活動を展開する。

(2) センター等に対する会員拡大のための環境整備

高齢女性の活躍促進をテーマに、シルボヌ全国大会及び地域大会を主催し、女性会員の拡大を推進する。

(3) 介護予防効果に関する調査研究の成果の活用

介護予防効果に関する調査研究の成果をもとに、広く国民及び地方公共団体等にシルバー事業の重要性をアピールしていく。

(4) 「月刊シルバー人材センター」を活用した普及啓発活動の推進

掲載内容の一層の充実を図るため、企画編集に積極的に協力するとともに、シルバー事業の普及啓発活動の展開に有効活用を図る。

また、効果的な普及啓発活動の手段の一つとして購読の促進を図るとともに、未購読センターに対する働きかけを強化する。

(5) 広報コンテンツ等の作成及び活用促進

シルバー事業に対する理解を促進するとともに、センターが地域住民に愛され、親しまれるよう、広報コンテンツ等を作成し、マスメディア及び全シ協ホームページ等で活用する。

- ① 事業概要の作成
- ② 事業説明用パンフレットの作成
- ③ 女性活躍促進に向けたシンボルマーク等の活用
- ④ マスコットキャラクター「チエブクロー」の活用
- ⑤ 女性活躍促進に向けたシルボヌ徽章の着用によるPR活動

(6) センター及び連合本部の広報活動の支援

センター及び連合本部の実施するマスコミ公表、ホームページの活用及びリーフレットの作成、配布等の広報活動に対して、広報コンテンツやノウハウ等の提供等によって支援を行う。

- ① 会員拡大、特に女性会員拡大に関する全国の好事例等を紹介するパンフレット等の作成
- ② ニュースレターを発行し、全国のセンター及び連合本部へ発信するとともに、配信を希望する賛助会員等に対しても発信
- ③ 女性活躍促進にかかる動画等、センターのイメージ向上のための就業事例等を紹介する動画の作成

(7) 頒布事業の推進

シルバー事業の普及啓発の促進と安全・適正な事業運営を確保するため、次の頒布物を作成・販売する。

- ① シルバー事業の運営に役立つ各種書籍
- ② 会員手帳（2027年版）
- ③ 「チエブクロー」オリジナルグッズ
- ④ シルボンヌグッズ

(8) 認知機能が低下した会員の就業支援等に関する調査研究成果の活用

令和7年度に実施した認知機能が低下した会員の就業に対する支援や認知機能の低下の予防等に関する調査研究成果を活用する。

8 公益法人制度改革への対応及び会計処理体制（内部牽制体制等）の確立

改正公益認定法及び公益法人会計基準に適切に対応すべく、引き続き、情報収集等に努める。

同法において、財務規律の柔軟化・明確化として収支相償原則が見直され、中期的期間（5年）で収支の均衡を図ることとされているため、これらを活用した効率的・効果的な事業活動を行うとともに、会計事故を未然に防止するため、引き続き、会計処理体制（内部牽制体制等）を確立し、適正な会計処理に努める。

9 会員団体の拡大

全シ協の令和8年3月末現在における会員団体数は、正会員1,206団体、賛助会員574団体、合計1,780団体となっている。

連合本部に加入し、全シ協に加入していないセンターが180団体あり、総団体数1,386団体の約13.0%を占めている。このため、引き続き連合本部と連携して、センターの加入促進の働きかけを行う。

10 理事会機能及び執行体制の強化

改正公益認定法に対応し、ガバナンスの強化と法人運営の透明性を向上させる。さらに、全シ協の理事会機能及び執行体制を強化するため、女性理事の一層の登用を図る。

11 危機管理及びBCP（事業継続計画）への取組

自然災害等の発生時に的確に対応できる危機管理体制及びBCPの整備等に取り組む。

12 諸会議の開催

全シ協の運営及びシルバー事業の運営に関して必要な会議を、次のとおり開催する。

なお、一部の会議については、オンライン方式により開催する。

(1) 定款に定める会議

会議名	開催回数
定時総会	1回
理事会	5回
理事会部会 ・総務部会 ・企画情報部会 ・組織財政部会 ・事業部会	随時

(2) その他の会議

会議名	開催回数
都道府県シルバー連合会長（理事長）会議	1回
都道府県シルバー連合事務局長会議	3回

13 その他の事業等

(1) 長期就任都道府県連合及びセンター会長（理事長）、優良都道府県連合及びセンターの表彰

「表彰規程」に基づき、事業の発展に寄与し、功労のあったものの表彰について、令和7年度の理事会にて決定した被表彰団体・被表彰者に対し、令和8年度定時総会において、全シ協会長表彰を行う。

(2) 連合本部及びブロック協議会並びに全国女性代表者会議に対する支援

連合本部及びブロック協議会並びに全国女性代表者会議において、経験の交流や課題の解決に向けて共同した取組を進めるなど、シルバー事業の発展を図るため、その事業運営に要する経費の一部について支援する。

(3) 職員・会員に対する福利厚生事業

職員のための企業年金基金その他の福利厚生事業の普及促進を図るとともに、全シ協のホームページや「月刊シルバー人材センター」を活用して、職員・会員の健康の維持・増進や相互交流を推進する。

第5 令和8年度 国のシルバー事業関連予算

令和8年度 国のシルバー事業関連予算は、関係各方面に強く要請行動等を行った結果、前年度比0.7%増の159.1億円が計上された。シルバー人材センター事業に対する補助金は、前年度とほぼ同額の140.3億円となった(表1)。

国庫補助金等の予算の主な内容は、次のとおりである。

1 シルバー人材センター事業関係

(1) 補助事業

ア 一般会計

シルバー人材センター事業運営費補助は、前年度とほぼ同額の、65.6億円が計上された。

イ 労働保険特別会計雇用勘定

サポート事業は、前年度とほぼ同額の、74.7億円が計上された。

(2) 委託事業

労働保険特別会計雇用勘定の高齢者活躍人材確保育成事業は、1.0億円増額となり、16.8億円が計上された。

2 全シ協関係

全シ協関係予算は、一般会計が1.5億円で、前年度とほぼ同額が計上された。内訳は、シルバー事業の援助等事業のための補助金及びシルバー事業の管理運営等に関する指導のための委託費である。また、労働保険特別会計雇用勘定については、0.1億円増額となり、0.6億円が計上された。

3 令和7年度補正について（繰越明許費）

(1) シルバー人材センター活性化推進事業について

シルバー人材センターが、会員の就業ニーズを踏まえた独自事業を創設・運営するための体制整備を支援するため、令和7年度補正予算として3.1億円が計上されたが、令和8年度においてもこれを活用する。

表1 令和8年度 国のシルバー事業関連予算

(単位：千円)

事業名等	令和7年度 予算額	令和8年度 予算額	対前年度 増(△)減額	対前年比
I 都道府県シルバー人材センター事業関係	15,613,009	15,708,987	95,978	100.6%
一般会計：補助金	6,563,052	6,563,097	45	100.0%
雇用勘定：委託費、補助金	9,049,957	9,145,890	95,933	101.1%
1 シルバー人材センター事業運営費等補助	14,039,985	14,032,770	△7,215	99.9%
(1) シルバー人材センター事業運営費補助 (一般会計：補助金)	6,563,052	6,563,097	45	100.0%
(2) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業 (雇用勘定：補助金)	7,476,933	7,469,673	△7,260	99.9%
2 高齢者活躍人材確保育成事業 (雇用勘定：委託費)	1,573,024	1,676,217	103,193	106.6%
II 全国シルバー人材センター事業協会関係				
1 シルバー人材センター事業運営の補助等	192,291	205,468	13,177	106.9%
うち、一般会計：委託費、補助金	149,538	149,347	△191	99.9%
(1) シルバー人材センター事業の管理運営等 に関する指導	133,114	146,336	13,222	109.9%
(一般会計：委託費)	90,361	90,215	△146	99.8%
(雇用勘定：委託費)	42,753	56,121	13,368	131.3%
(2) シルバー人材センター事業の援助等事業 (一般会計：補助金)	59,177	59,132	△45	99.9%
合計 (I + II)	15,805,300	15,914,455	109,155	100.7%

(注) 上記の他、令和7年度補正により、シルバー人材センター関係 313,632 (千円) が計上された。

【参考】

令和8年度 全シ協主催研修等実施計画

研修等名称		内容	開催年月日	開催場所	定員
理事長・事務局長及び職員研修	新任連合事務局長研修 ・連合本部事務局長	講義等	令和8年7月8日(水)～9日(木)	全シ協会議室(東京)	20
	第1回新任事務局長研修 ・センター(会員数1000人以上) ・センター(会員数300人以上1000人未満)	講義等	令和8年8月26日(水)～27日(木)	飯田橋レインボービル 家の光会館(東京)	80
	第2回新任事務局長研修 ・センター(会員数300人以上1000人未満) ・センター(会員数300人未満) ・新規国庫補助対象新任事務局長	講義等	令和8年9月16日(水)～17日(木)	飯田橋レインボービル(東京)	80
	新任理事長(会長)研修	講義等	令和8年11月5日(木)	飯田橋レインボービル(東京)	80
	中堅職員研修	講義等	令和9年2月16日(火)～17日(水)	連合会館(東京)	80
	経営力向上研修	講義等	第1回 令和8年8月3日(月)～5日(水) 第2回 令和8年10月8日(木)～9日(金) 第3回 令和8年12月14日(月)～16日(水)	コンgresクエア日本橋 他 蒲田市SC コンgresクエア日本橋 他	各15
連合・センター 務研修会議 職員業	会員拡大・就業開拓担当者会議	講義等	未定	オンライン	—
	シルバー事業情報交換会議	講義等	配信：令和8年6月8日(月) ～7月8日(水)	オンライン	—
	安全就業指導員会議	講義等	令和9年1月22日(金)	連合会館(東京) オンライン併用予定	150
小計					535
派遣元責任者講習	講義等	令和8年7月7日(火)	仙台サンプラザ(宮城)	150	
		令和8年7月23日(木)	飯田橋レインボービル(東京)	150	
		令和8年8月6日(木)	日本教育会館(東京)	150	
		令和8年9月15日(火)	京都テルサ(京都)	150	
		令和8年10月22日(木)	ホテルマイステイズ新大阪コン ファレンスセンター(大阪)	150	
		令和8年12月17日(木)	福岡県中小企業振興センタ ー(福岡)	180	
		令和9年2月19日(金)	連合会館(東京)	150	
小計					1,080
職業紹介責任者講習	講義等	令和8年8月18日(火)	フォレスト仙台(宮城)	100	
		令和8年11月10日(火)	天神ビル(福岡)	150	
		令和8年11月25日(水)	ホテルマイステイズ新大阪コン ファレンスセンター(大阪)	180	
		令和9年1月15日(金)	飯田橋レインボービル(東京)	180	
小計					610
合計					2,225

【参考】

令和8年度 全シ協主催会議等開催計画

会 議 名	開 催 日 時	場 所	備 考
1 監事監査	令和8年5月 8日(金) 午前11時00分～	全シ協会議室	
2 第1回理事会	令和8年5月14日(木) 午後1時30分～4時00分	飯田橋レインボービル	
3 第1回都道府県シルバー連合 事務局長会議	令和8年5月29日(金) 午後1時30分～4時00分	全シ協会議室 (オンライン)	
4 第2回理事会	令和8年6月18日(木) 午前11時30分～12時00分	日本教育会館	
5 定時総会	令和8年6月18日(木) 午後1時00分～4時30分	日本教育会館 一ツ橋ホール	
6 第3回理事会	令和8年9月 9日(水) 午後1時30分～4時00分	飯田橋レインボービル	
7 第2回都道府県シルバー連合 事務局長会議	令和8年10月1日(木) 午後1時30分～4時00分	飯田橋レインボービル	
8 都道府県シルバー連合 会長(理事長)会議	令和8年10月または11月 日時未定 ※	未 定	
9 第3回都道府県シルバー連合 事務局長会議	令和9年1月21日(木) 午後1時30分～4時00分	飯田橋レインボービル	
10 第4回理事会・部会	令和9年2月 4日(木) 午後1時30分～4時30分	飯田橋レインボービル	
11 第5回理事会	令和9年3月 4日(木) 午後1時30分～4時00分	飯田橋レインボービル	

※ 都道府県シルバー連合会長(理事長)会議については10月または11月の開催を予定しておりますが、現時点において日時場所等の詳細については未定です。

※ 開催日時及び場所等について変更になる場合があります。

※ なお、状況を勘案して、さらなるオンライン開催も検討してまいります。